

若越郷土研究

37の6

御所侍名田・新御所侍職田地

小泉 義博

はじめに

中世の敦賀郡内には、「御所侍名田」もしくは「本御所侍名」と称される土地が所在した。また他方、これとよく似て「新御所侍職田地」と称される土地も所在した。これらの土地はかなり特殊な存在形態（所属関係）であったと考えられるので、ここに関係史料を引用して若干の検討を加えてみたいと思う。

まず、「御所侍名田」に関する史料を引用し

小泉 御所侍名田・新御所侍職田地

てみよう。

長講堂領目六 益直注進益直

宣陽門院御領目録親子内親主

一、長講堂領：（中略）：

同国御所侍名田

引募敦賀郡名田勤仕番役：（中略）：

応永十四年三月 日 前筑後守益直

この史料は、応永十四年（一四〇七）三月に島田益直が注進した長講堂領目録の一部であって、かつて宣陽門院親子内親王が領有した長講堂領の一つに「御所侍名田」なる所領があり、その内実は敦賀郡内の名田を引き募って番役を勤仕すべく義務づけられたものであったことが注記されている。つまり御所侍名田と称された所領は、その土地が一定地域に集中するものではなくして、敦賀郡内の各所に散在したいくつかの耕地片を寄せ集めて組織されたものと考えられ、その所領から本家職長講堂に納入すべき負担は、年貢米や公事物ではなくして、番役（警固役）の人夫だったのである。このような性格の土地であったみれば、その名称「御所侍」はゴシヨザムライと訓まれたに違いない。またその御所とは、六条殿長講堂のことか、または宣陽門院庁のことを意味したのであろう。ただし実際に番役を勤仕するに際しては、番役人夫の提供が困難な微細な耕地片もあつたであろうから、在地を管理する領主は、当該の土地から徴収した年貢・公事などを費消して番役人夫を雇用し、これを長講堂に派遣するという場合もあつたにちがいない。そしてこうした在地領主は、国衙の在庁官人の系譜につながる者達であつた可能性が高いように思われる。

ところで、この御所侍名田とよく似て「本御所侍名」と呼ばれる田地も存在していた。おそらくこの両者は同一のものを指していたと思われるが、検討の都合により「本御所侍名」の関係史料は後節で取り上げることとし、次節ではそれに先立って「新御所侍職」なる田地について考えてみることにしたい。

二

「新御所侍職」と表記された土地の史料としては、まず次のものが注目される。

青蓮院御門跡領新御所侍職大嘗会段銭事、可為京済之上者、可被止国催促状如件。

永享二

三月十八日

将久(命妻)
(花押)段銭奉行中²⁾

この史料では、永享二年(一四三〇)三月に越前国守護代甲斐将久(法名常治)が、越前に下向した段銭奉行中に宛てて、青蓮院門跡領の「新御所侍職」の田地に対して賦課された大嘗会段銭につき、「京済」つまり京都で

青蓮院門跡から直接に納入する手続きが認められたので、現地において段銭を徴収する「国催促」は停止すべし、と述べているのである。この史料によって、越前国内(主に敦賀郡内に所在したことが後掲史料で判る)には「新御所侍職」と称される田地も所在し、これに後花園天皇即位に関わる大嘗会段銭(即位は正長元年一四二八)が賦課されていることが知られるのである。なお、新御所がいかなる建築物を指すかはまったく推測できないが、少なくとも六条殿長講堂・宣陽門院庁などとは無関係のように思われる。

次いで、それからまもなくの永享九年(一四三七)になると、「新御所」などの青蓮院領に対しては気比社造営段銭が賦課されている。

表書

気比大宮司殿

法眼泰陰

当社御造営段銭事、先度被成 御教書候之處、葉原・苜野・新御所・気比庄并御神領等、自今不致其沙汰候。不可然候。旨可執沙汰之由、可令下知執当親貴給之間、依仰執達如件。

永享九年八月四日

法眼 判

気比大宮司殿³⁾

この気比社造営の要脚については、すでに永享六年(一四三四)五月十八日の幕府御教書によって、尾張・遠江両国の段銭を充てることが認められていたのであるが、気比社執事当大中臣親貴は、自身の管轄する敦賀郡内の所領に対しては段銭を賦課していなかったものであろう。そのため造営の責任者たる気比大宮司は、青蓮院を通じて右の奉書のごとくに、執事大中臣親貴に速やかな納入を催促したのである。おそらく大中臣親貴は、新御所侍職田地などの土地の、地頭職など在地領主職を有した人物であろう。

続いてさらに寛正四年(一四六三)九月には次のような史料が得られる。

越前国青蓮院御領敦賀郡新御所内飯野名事、任御補任之旨、本役七斗五升雑米蕙等在之、其外諸公事・夫銭・番料等、如先々無不法懈怠、取沙汰可申候。万一無沙汰之儀出来候者、彼名主職可被召上候。仍請状如件。

寛正四年九月廿四日

大谷弥次郎
久長(花押)⁵⁾

この大谷久長請文によれば、青蓮院領の敦賀郡「新御所」の飯野名主職に大谷久長が補任されたので、本役七斗五升・雑米・蕙、そのほか諸公事・夫銭・番料などを従来通り沙汰する旨が誓約されている。この史料により、新御所侍職の田地は飯野名などの名に区分され、そこから本役・雑米・蕙・諸公事・夫銭・番料などの負担が納入されていたことが分かる。なおこの史料が葛川明王院の所蔵文書中に残されることから考えて、この時点の領家職は明王院に属したのであろう。

ところで、新御所侍職の田地は敦賀郡内だけでなく所在するものではなかった。御門跡領新御所侍職田地事、府中泉郷内混乱敷之分、先日歩分落居候上者、可渡候由承候。如何誠二檢知分新御所職内之由分明

候者、可被渡付彼代官候也。若子細候者、
税所・芹河兩人、以告文可注申候由候也。
恐々謹言。

八月九日

祐徳(命斐)
(花押)

大谷豊前入道殿
下野法眼御房6)

この甲斐祐徳の書状では、新御所侍職の土地が府中泉郷にも存在したという点が注目される。すなわち、青蓮院門跡領の新御所侍職田が府中泉郷の内にも所在し、その支配について混乱を生じていた由であるが、先日〔細カ〕「歩分」落居し、年貢などを代官に渡した由を聞いた。検知で確認された分が「新御所職」〔命斐之〕の内に含まれることは分明であるから、代官に渡さねばならない。なおさらに子細があれば、税所・芹河兩人が告文をもって注進することである、というのである。この書状によつて、(1)青蓮院門跡領の新御所侍職田は、敦賀郡内のほかに府中泉郷にも所在したこと、(2)所領の確認のために検知が実施されていること、(3)宛所の下野法眼御房は越前国に在国した小守護代であることが確実なので、そのさらに下位に税所・芹河兩人が位置し、

小泉 御所侍名田・新御所侍職田地

彼らは新御所侍職田地の「代官」とは別人で、
検知の担当者である可能性が高いこと、など
が知られるであろう。
ところで、右の甲斐祐徳書状の発給年次を
明らかにするためには、発給者の甲斐祐徳、
および宛所の大谷豊前入道・下野法眼に關し
て追究してみる必要がある。甲斐祐徳は守護
斯波氏のもとで越前国守護代を勤めた人物で
ある。法名が祐徳で、実名は将教、通称は八
郎、官途は美濃守であった。守護代在職は、
父教光が死去した応永二年(一三九五)五月
十九日から、彼自身の死去する応永二十七年
(一四二〇)八月十六日までであるが、出家
して法名祐徳を名乗るのは応永三年(一三九
六)八月九日を初見とするから、祐徳を基準
にすれば、右の書状の発給年次は応永三年(一
三九六)から同二十七年(一四二〇)の間と
いうことになる。次いで書状の宛名の兩人に
關してであるが、まず下野法眼御房は法名を
幸玄と称し、越前国の小守護代を勤めた人物
である。史料上に見えるのは明德四年(一三
九三)九月四日から、応永十二年(一四〇五)
十一月二日¹²⁾までで、彼の後任の池田勘解由左

衛門慰は永享十一年(一四三九)¹³⁾に登場する。
もう一人の大谷豊前入道は、越前国小守護代
としての徴証がないので、この時点では守護
使として派遣されたものであろうが、彼は応
永十二年(一四〇五)十一月十九日以降は、
遠江国の小守護代に在職していることが知ら
れるから、右の書状はそれ以前のものとしな
ければならない。よつて宛所の兩人を基準に
すれば、発給年次は応永十二年以前に限定さ
れることとなろう。そこで最後に二条件をと
もに満足する期間を求めれば、応永三年(一
三九六)から応永十二年(一四〇五)の間と
いうことになるのである。

さて、それでは時代を鎌倉末期にまで遡っ
て見るとどうであろうか。

氣比社造営事、料所敦賀津升米、氣比庄・
苜野・新御所・岡安丸・一条返保公文等、
自今年拾伍ヶ年一円令知行、造営神宝以下
五ヶ年中終其功、可遂遷宮節之由、可令下
知定快給之由、

天氣所候也。仍言上如件。(中御門)宗兼誠恐謹言。

元徳三年二月廿六日、(中御門宗兼)左少弁(花押)奉
進上 妙香院僧正御房¹⁵⁾

右の史料は、元徳三年（一三三一）二月に左少弁中御門宗兼が後醍醐天皇の意を奉じて発した論旨であつて、宛所の妙香院とは氣比社の領家職に当たつた延暦寺門跡寺院の一つであり、本家職は前引の史料に登場した青蓮院であらう。その内容は、氣比社造営料所として敦賀津升米をはじめ、氣比庄・蒔野・「新御所」・岡安丸・一条返保公文などの知行が今年から十五年間にわたつて委ねられることとなつたので、社殿造営や神宝調達は五年のうち完成して遷宮を遂げるよう定快に下知すべし、と述べられている。定快とは氣比社の大宮司職であらう。この史料から、鎌倉最末期にはすでに新御所侍職なる土地群とそれに関わる権益が成立しており、ここからの収入で氣比社修造が行われることになつていたのである。とすれば、第一節で取り上げた御所侍名田の方は、当然これよりもさらに早い成立であつたこととなり、おそらくは長講堂が創設されて間もない時代（つまり後白河上皇が死去する一一九二年頃）だつたのではないかと思われる。

三

前節の検討によつて、新御所侍職田地の關係史料がすべて提示でき、またその存在形態に關してある程度まで理解が得られたと思はれるので、本節ではこの理解をもとにして、再び御所侍名田に立ち戻り、敦賀の西福寺文書に登場する「本御所侍名」について考えてみたいと思ふ。

西福寺領分配目録

一、僧食 付客人

御所新田一町 分米六石九斗 斗定

金山本御所 延付七石四斗六升

一、仁儀 郷々給主并公方様

榊河本御所 分米二石二斗六升 斗定

一、塔婆料所

本御所侍名 号武未名

上塔院分 分米二石

一、造営

四五反 道口本御所侍名

五反 甲斐備州御寄進

分米四石五斗

二石八斗八升¹⁶

この西福寺領分配目録（ただし繁雑となるので必要項目のみを引用し、「中略」の文字を略した）の作成年次は未詳であるが、追記部分に寛正三年（一四六二）と見えているから、それをやや遡る時点で作成されたものであらう。注目すべきは、その文面のB・Eの四ヶ所に及んで本御所（本御所侍名）の表記が見え、またAでは御所新田なる土地も見えてくる点であつて、この目録にはそれらの土地から徴収された分米をいかに配分するかが記されているのである。すなわち、A「御所新田一町」からの分米六石九斗とB「金山本御所」からの七石四斗六升などは、西福寺の僧侶ならびに客人の食料に充てられ、C「榊河本御所」からの分米二石二斗六升などは郷々給主と公方様への「仁儀」（挨拶料などか）に充てられ、D「本御所侍名 号武未名」からの分米二石は上塔院分の塔婆料に充てられ、E「道口本御所侍名」からの分米四石五斗などは造営料に充てられると記されるのである。土地の表示に付けられた「本」とは、「新」が成立したことに対応する接頭語であらうから、前述の御所侍名とここに見える本御所侍名とは、

同一の土地を指すものと考えてよいであろう。そしてその所在地が、B金山、C櫛河、E道口などであるように、本御所侍名の土地は広く敦賀郡内に散在していたのである。

さてそこで次に、これらの土地に関連した他の史料を取り上げてみよう。まずB「金山本御所」に関連したものとしては、応永二十年（一四一三）三月十日の西福寺所領目録があり、

壹町 金山本御所侍名¹⁷

と記されて、守護斯波義重から西福寺に対してその領有が安堵されている。すなわち金山郷に所在した西福寺管轄の本御所侍名一町については、すでに応永二十年には西福寺の領下有にあったのである。

次にC「櫛河本御所」に関してであるが、次の史料が関連を持つのではあるまいか。

野坂庄櫛河郷本御所田事

合壹所者

右田地者、沙弥淨善相伝知行之地也。然依有懇志、所令寄進西福寺也。爰於作職者、任彼遺命、息女阿古女并道通に宛行者也。曾以不可有他妨也。然者本所方之年貢壹石

小泉 御所侍名田・新御所侍職田地

弁備之外、余乗式石可沙汰当寺、此外曾不可有各別之課役之旨、堅定置畢。而若後代之住持背此格有違乱者、致訴訟於淨花院、可止彼濫吹也。仍為後証之状如件。

応永三年二月三日

当寺開山沙門良如（花押）¹⁸

この応永三年（一三九六）の西福寺開山良如の置文によると、淨善なる人物の相伝知行した野坂庄櫛河郷の本御所田が西福寺に寄進されたが、「作職」は彼の息女阿古女と道通に留保されている。この本御所田から本所方（淨花院のことか）へは年貢一石を上納しなければならぬが、それ以外の余剩二石は西福寺に納められることになった、と述べられている。ここで西福寺に寄進された権利は、名主職など在地管理権の一部と考えられる。また留保された「作職」とは地主的土地所有権のことと思われ、土地耕作権を意味したものでないであろう。なお前掲の西福寺領分配目録では、櫛河本御所から得られる分米は二石二斗六升と記されていて、この数値と一致しないが、これは計量の柄が異なるか、あるいは延米などを加えた数値となっているため

の不一致であろう。

次にE「道口本御所侍名」四反については「甲斐備州御寄進」と注記されていたが、次に引用する寄進状こそがそれに該当するものと思われる。

奉寄進

西福寺々領之事

合四段者 在所道口之下
扞食米田

右下地者雖為職田、為盛庵・妙永御菩提、限永代所令寄進也。於後々不可有違乱煩者也。仍寄進状如件。

永享拾二年庚申卯月八日

備中守郷衡（花押）¹⁹

この永享十二年（一四四〇）の甲斐郷衡寄進状では、道口に所在の四反を「盛庵・妙永」の菩提供養のために寄進すると見えているが、盛庵とは守護代甲斐祐徳（実名は将教）を指すことが確実で、妙永はその配偶者、そして寄進者甲斐郷衡はその子である可能性が高い。つまり郷衡は、本御所侍名の在地支配（地頭職を有したか）の給分として領有していた職田四反を、いま父母の菩提供養のために西福寺に寄進したのである。なお郷衡はおそらく

敦賀郡代の職務を勤めていた人物であろう。次に、D「本御所侍名 号武末名」に関連するのではないかと想像される史料が、次のものである。

越前国敦賀郡之内本御所侍名一代継目之事

合式貫式百文者

右、任先例之旨、所当行^(宛)□□。

天文式拾年三月六日 □□^(宛)捕使(花押)

公文(花押)

下司(花押)

西福寺⁽²⁾

これによると、天文二十年(一五五二)三月に本御所侍名を管轄した惣追捕使・公文・下司三人が連署して、本御所侍名の「一代継目」二貫二〇〇文を従来通り宛行うと述べられている。この文書の意味するところは必ずしも分明でないが、西福寺の住侍が交代するなどして、本御所侍名の領有権を継承する手続きが必要になったために、領家職代官と覚しき惣追捕使ら三人が連署して、この土地から取得できる年間の得分二貫二〇〇文を西福寺に宛行うとの表現で、その継承を安堵したものであるまいか。またこれが武末名に関

連するかどうかも全く不明であるが、その可能性は高いように思われる。

最後にA「御所新田一町」に関してであるが、もしかすると次の史料がこの土地と関連するのではあるまいか。

御所新田事^(編纂書)

沽却 御所新田事

合巻町者 字長沢

在越前国敦賀津守郷道口之内

四至見本券面

右件田地者、前大蔵権少輔行豊先祖相伝之私領也。而依有要用直銭参拾式貫文相副調度証文、限永代所売渡新御所又三郎并余呉又次郎実正也。更不可有違乱。但返本直銭之時者、可被買返之契約也。仍為後日証文立新券文之状如件。

貞和式年丙戌三月 日

前大蔵権少輔行豊

(花押)⁽²⁾

この貞和二年(一三四六)三月の前大蔵権少輔行豊の売券では、津守郷道口の字長沢に所在する「御所新田」一町が、本銭三二貫文の本物返契約により新御所又三郎・余呉又次

郎の兩人に売却されていることが知られる。

はたしてこの売券が、前掲の西福寺領分配目録に見えたA「御所新田一町」と関わるものかどうかは未詳であるが、おそらくはその南北朝の姿を示すものと考えてよいのではあるまいか。なお御所新田の名称は、御所侍名田に付属する新田との意で付けられたものであろう。またこれを買得した「新御所又三郎」とは、新御所侍職田地の内に居住した人物である可能性が高いと思われる。

おわりに

本稿の検討で明らかにできたことは、以下のようにまとめられる。

中世の敦賀郡には、御所侍名田・新御所侍職田地と称される土地があった。

まず御所侍名田とは、敦賀郡内に散在する小規模な耕地片を集積して組織された名田と考えられ、ここから本家職の六条殿長講堂、またはこれを管掌した宣陽門院庁に、番役人夫を派遣することが求められていた。在地を管理する領主は、当該の土地から徴収した年貢米や公事物を費消して人夫を雇用し、これ

を京都に派遣する場合もあったと思われる、彼ら領主はかつての国衙在庁官人の系譜を引く者だったのではあるまいか。なおかかる名田が成立したのは、長講堂領が形成された頃、つまり後白河上皇の死去に前後する時期（鎌倉前期）であったと推測される。

その後、新御所侍職田地が成立するに对应して、御所侍名には「本」が付けられて本御所侍名と呼称されるようになったものごとくで、室町期の関係史料が「西福寺文書」にいくつか残されている。それらによると、西福寺の所有した本御所侍名の土地としては、金山に所在する一町（地主的土地所有権であろう）、櫛河に所在する田地一所（浄善の相伝知行した土地を寄進されたもので、名主職の一部か）、道口に所在する四反（甲斐郷衛が盛庵・妙永の菩提供養のために永享十二年（一四四〇）に寄進した土地で、郷衛の領有した地頭職などの職田の一部）があり、そのほか武末名（所在地未詳）に当たると推測される土地の「一代継目」として、二貫二〇〇文が天文二〇年（一五五一）に宛行われている。また、御所新田と称された土地一町も西福寺

の領有するところで、この土地の前身は、貞和二年（一三四六）に前大藏権少輔行豊から新御所又三郎・余呉又次郎に沽却された、道口の字長沢に所在する御所新田一町に該当する可能性が高いように思われる。

次いで新御所侍職田地と称される土地は、史料上の初見は元徳三年（一三三一）で、この年から十五年間の領有が氣比社に充てられて、その収益で氣比社造営を行うよう命ぜられていた。むろんそれが成立した時期は鎌倉末期をかなり遡ると推測され、本御所侍名の成立に続くさほど遅くない時期だったであろう。その本家職は青蓮院に属し、領家職は妙香院であったと推測される。所属の土地は敦賀郡内はもちろん、はるか遠く府中泉郷にも所在し、室町前期（応永年間）にはその領有関係に混乱が生じたために検知（検地）によって再確認されていた。次いで永享二年（一四三〇）には後花園天皇即位の大嘗会段銭が賦課されることとなったので、本家職青蓮院はその京済を守護代甲斐将久に要請し、やがて国催促停止の指示が段銭奉行に宛てて発せられている。また永享九年（一四三七）八月

には青蓮院門跡から氣比大宮司に宛てて、氣比社造営の段銭が「新御所」などに賦課されているにもかかわらず、氣比社執当大中臣親貴はいまだにそれを納入していないので、速やかに催促するようにと命ぜられている。大中臣親貴とは新御所侍職田地などの地頭職に相当した地位にある人物であろう。さらに寛正四年（一四六三）には、新御所侍職に属する飯野名の名主職が大谷久長に宛行われ、彼らは本役七斗五升をはじめとする各種負担を懈怠なく納入する旨の請文を作成している。なおこの寛正四年の時点では、領家職は葛川明王院に転じていたものようである。

注

- 1 東京大学史料編纂所謄写本「集」（福井県史「資料編一・中世」）。
- 2 「葛川明王院所藏史料」第七八〇号（村山修一氏編「葛川明王院史料」、吉川弘文館）。
- 3 「東山御文庫記録」（福井県史「資料編一・中世」）。
- 4 「東山御文庫記録」。
- 5 「葛川文書」（福井県史「資料編一・中世」）。

- 世)。
- 6 「青蓮院文書」第六〇号(松岡久人氏編)『広島大学所蔵猪熊文書』福武書店。
- 7 「常楽記」(『大日本史料』第七編之二)。
- 8 『看聞御記』応永二十七年八月十六日条(『統群書類従』捕遺二)。
- 9 「三田村士郎家文書」第二号(『福井県史』資料編六・中近世四)。
- 10 「坪江郷奉行引付」(井上鋭夫氏編『北国庄園史料』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共刊)。
- 11 「坪江郷奉行引付」。
- 12 『大乘院寺社雑事記』長祿四年五月二十六日条。
- 13 「河口庄兵庫郷公文政所間記」(『北国庄園史料』)。
- 14 「東寺百合文書」ミ八十一之九十二(『大日本史料』第七編之七)。なお編者は当該文書発給者「沙弥」を斯波義教(義重)と推定しておられるが、おそらくこれは誤りで、甲斐祐徳とすべきであろう。
- 15 「竹内文平氏所蔵文書」(『福井県史』資料編二・中世)。
- 16 「西福寺文書」第一三〇号(『福井県史』資料編八・中近世六)。
- 17 「西福寺文書」第四九号。
- 18 「西福寺文書」第二二号。
- 19 「西福寺文書」第一〇六号。
- 20 「西福寺文書」第五一号は甲斐祐徳の遵行状であるが、その案文では発給者に「盛庵」と注記されているので、祐徳と盛庵が同一人物であることが知られる。
- 21 「西福寺文書」第二二四号。
- 22 「京大学文学部博物館古文書室所蔵文書」(『福井県史』資料編二・中世)。